

令和3年11月22日

学生各位

副学長（教育・研究）
西川 祐司

BCP レベル1における学生団体活動に係る
学生行動指針の追加について（通知）

学生団体活動について、これまで明確ではなかった下記の内容について、現在出ている BCP レベル1における学生行動指針に追加します。

記

● 宿泊について

合宿は禁止します。

練習などを目的とした宿泊を伴う団体活動（合宿）は認めません。ただし、現在の行動指針に基づき顧問教員が参加を了承した大会に参加するためにどうしても必要な宿泊は特例として認めます。宿泊が必要になるかどうかについては、顧問教員としっかり確認してください。ただし、大学の方針で定める人数を超える会食は厳禁です。

なお、宿泊する際にはシングルでの利用を強く推奨します。大部屋での宿泊は禁止します。

● 対外試合について

現在の行動指針で認めている対外試合は、行動指針に基づき顧問教員が参加を了承した大会における試合のみです（中央団体もしくはその下部組織が主催するもので、感染防止対策が十分にとられている大会）。

それ以外の対外試合は行わないでください。

なお、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置区域となってしまった地域で開催される大会等や当該地域への滞在が必要となる大会等は、エントリー済みであったとしても参加は許可できません。

以上